

◎新潟県告示第780号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、新潟県資源管理方針（令和7年新潟県告示第675号）を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和7年8月8日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県資源管理方針の一部を改正する告示

新潟県資源管理方針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第1～第8 （略） （別紙1－1）～（別紙1－12）（略） <u>（別紙1－13）</u> 第1 特定水産資源 <u>べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）</u> 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 <u>新潟県べにずわいがに漁業</u> 1 当該知事管理区分を構成する事項 （1）水域 <u>（2）の対象とする漁業が、べにずわいがにをとる水域</u> （2）対象とする漁業 <u>新潟県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がべにずわいがにをとる漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）</u> （3）漁獲可能期間 <u>周年</u> 2 漁獲量の管理の手法等 <u>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</u> 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 <u>全量を当該知事管理区分に配分する。</u> 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 <u>該当なし</u> 第5 その他資源管理に関する重要事項 <u>資源管理基本方針（令和2年農林産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</u> （別紙2－3）（略） <u>（別紙2－5）（削除）</u>	第1～第8 （略） （別紙1－1）～（別紙1－12）（略） （新規） （別紙2－3）（略） <u>（別紙2－5）</u> 第1 水産資源

(別紙 2－8) ～ (別紙 2－9) (略) (別紙 3－2) ～ (別紙 3－10) (略)	<u>べにずわいがに日本海系群</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>国が行う資源評価における知事許可水域の資源量目標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>新潟県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u> (別紙 2－8) ～ (別紙 2－9) (略) (別紙 3－2) ～ (別紙 3－10) (略)
--	---